

戸田FAX情報

NO. 589

平成 29年 1月 30日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

平成28年分確定申告のチェックポイント

(申告書の受付期間は2月16日～3月15日)

給与所得者であるサラリーマンの方は、毎月源泉徴収された税金は年末調整によって精算されるため大部分の方は確定申告をする必要がありませんが、申告が必要な場合と申告することにより納め過ぎになっていた税金が戻ってくる場合があります。

I 確定申告が必要な方(主なもの)

(1) 給与所得者の方

- ①平成28年中の給与収入が2,000万円を超える方。
- ②給与を1ヶ所から受けている方でも給与所得以外の所得の合計金額が20万円を超える方。
- ③給与を2か所以上から受けている方で年末調整をされなかった従たる給与と、給与所得及び退職所得以外の所得金額との合計金額が20万円を超える方。
- ④同族会社の役員でその同族会社から給与以外に貸付金の利子や不動産の賃貸料などを受け取っている方。

(2) 年金収入だけの方(雑所得)

雑所得の金額から社会保険料や医療費控除などの所得控除額を差し引いてもなお所得の出る方は原則申告が必要ですが、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ年金以外の他の所得金額が20万円以下の人については確定申告不要となっています。

(3) 退職所得について→通常は確定申告の必要はありませんが、「退職所得の受給に関する申告書」の提出が無い場合は20.42%が源泉徴収されていますので、源泉が不足する場合又は納め過ぎの場合もありますので申告で精算する必要があります。

II 確定申告すれば税金が戻る主なケース(控除額は一定の計算式により求められます。)

(1) 医療費控除を受けられる方→本人又は本人と生計を同じくしている親族のために支払った医療費のうち一定額を控除(200万円が限度、領収書の添付が必要)。

(2) 雜損控除を受けられる方

- ①災害又は盜難もしくは横領により日常生活に必要な住宅家財等に損害を受けた場合の損失額
- ②銀行のキャッシュカード偽造等による預金引出し被害による損失は「被害届出証明書」により控除が受けられます。

③損失金額がその年の所得金額から控除しきれない時は翌年以後3年間で繰越控除ができます。

(3) 住宅借入金等特別控除を受けられる方

通常のローン特別控除の他に自己資金により工事費50万円以上を掛けて三世代同居に対応した住宅のリフォームを行った場合にも税額控除ができる特例が追加されました。

III 平成28年度分より申告書にはマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。